

➤➤ 認知症になっても安心社会

市民後見人の会 NEWSLETTER 223

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
〒141-0014

東京都品川区大井1-15-1 品川成年後見センター分室3階
TEL&FAX:03-6303-8265 Mail:npokouken@gmail.com
HP:http://www.shiminkoukenninnokai.jp



➤➤ 2026年度通常総会のご報告

2026年度通常総会が下記のとおり開催されました。

日時:2026年6月13日(土)13:30～ 場所:大井第2地域センター

出席者28名、委任状提出22名、議決権行使20名で総会は成立し、鈴木薫理事の進行により、総会が始まり、高原三平理事長より開会の言葉が述べられ議事が始まりました。

「第1号議案2025年度事業報告」「第2号議案2025年度決算報告」により昨年度の活動についての報告があり、「第3号議案2026年度事業計画」「第4号議案2026年度活動予算」で今年度の活動計画について説明がなされました。また「第5号議案任期満了に伴う役員改選」の説明がなされ、全議案とも原案とおり可決されました。第5号議案では現後見部会委員の小林圭子会員と事務局委員の伏見正善会員が新理事として承認されました。今年度予算・活動計画については、養成講座の休止、社協の助成金の廃止などについて説明があり、法改正の行方を見据えた対応が必要になることなども含めて、内部留保を会の活動が縮小しないよう使っていくことなど堅実な後見活動に向けての決意が理事長挨拶の中でも語られました。総会後の茶話会では、退任理事への花束贈呈、新理事・新会員の方たちの自己紹介をはじめ、久しぶりにお顔を見せて下さった会員さんにマイクがまわされて発言をお願いし、おおいに盛り上がり親睦を深めることが出来、この日の集まりを和やかに終了しました。



10名の方が入会されました 🌸🌸🌸

新入会員さん紹介 PART2



2026年度新入会員のプチ紹介（敬称略・順不同）

刀谷 富美子（カタヤ ミコ）大崎地区☆年に2回海外旅行に行かれるなどアクティブな行動派。養成講座のグループワークでも活発に発言されていました。

塩川 真由美（シカワ マミ）荏原地区☆昨年まで、お母様の介護をご自身でされておられたそうです。ワードやエクセルはお得意だそうで、頼もしいですね。

岩城 篤子（イキ アツコ）品川地区☆目下フルタイム勤務中で、後見活動に熱意はあるけれど時間の捻出が難しいようです。

福嶋 稔（フクシマ ミル）川崎市在住☆仕事の関係で品川区とも地縁があります。社協の元職員さんの勧めで受講。市民後見人として活動したい希望があります。

阿藤 浩人（アツヒト）荏原地区☆八潮高校の卒業生。大学卒業後、地元から離れたが戻って来ました。社会福祉士の資格取得のため勉強中です。

月曜カフェ

第59回月曜カフェが下記のとおり、開催されました。

日時:5月23日(土)10時~12時 場所:荏原第五地域センター第3集会室

テーマ:「後見活動を振り返って~悩みや現場での迷い・不安を共有しませんか~」

スピーカー:渡橋理恵会員(2019年入会)、伏見正善会員(2023年入会)

冒頭、渡橋会員からは①NPOとボランティアの違い、②“生活支援”と“権利擁護”の違いへの戸惑い、③事実行為をめぐる悩みと境界線等について、伏見会員からは透析治療判断を巡る医療同意について、それぞれ実際の後見活動体験から得られた事例を紹介し、参加会員11名の皆さんと意見交換を行いました。特に、「事実行為は後見人の職務ではない」という制度上の前提に対し、たとえば、ゴミ出し、通院同行、日用品の買い物、入退院支援、緊急時対応など「実際に誰がどこまでやるのか、やらざるを得ないのか」という葛藤の事例に、参加者の共感が寄せられました。また、「医療同意は後見人の権限ではない」という前提についても、本人意思確認の困難に直面したり、本人のQOLをどう考えるかといった問題があることも共有できました。まさに後見活動では制度と現実の狭間で悩む局面があるのです。

市民後見活動は、制度を運用するだけではなく、地域の中で人を支える活動でもあるだけに、市民後見人一人では「どこまで関わるか」の限界があります。今回の意見交換を通じて、市民後見人は、全部を自分でやる役割ではなく、地域資源・福祉サービス・医療・行・ボランティアを“つなぐ役割”も重要であること、一人で抱え込まず、支援をつなぎ、仲間と共有しながら、後見活動を続けていくことが大切であることの重要性を認識できました。(伏見正善 記)



~新理事より一言~

★小林圭子(2022年入会)

近親者の老いに直面し、初めて「認知症」や「人生の最終段階」に関心を持つようになり、品川区への転入を機に2022年に入会しました。その後、前理事・後見部会長の斉藤裕二さんと40号案件を担当して3年余りになります。後見部会の委員を務め、このたび理事を拝命しました。知識も経験も圧倒的に足りない未熟者ではありますが、諸先輩に学びつつ「今ある能力」を何とかやりくりして、少しでもお役に立てればと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします！趣味は中華圏の文化全般に触れること。映画を観たり、ガチ中華を食したり、ごくたまに現地へ旅行したり…と楽しんでいます。他には品川社協の「さわやかサービス」(家事援助)と、大学病院の外来受診ガイドボランティアを数年来細々と続けています。



★★伏見正善(2023年入会)

私は2023年に入会し、社協支援員3件、当会后見担当2件、事務局委員として1年2カ月、経験を重ねてきました。後見活動では様々なことがありましたが、なによりもご本人の笑顔、「ありがとう」の一言、看取り時の静かで穏やかな表情に救われ、この活動に関わってよかったと感じています。また、事務局委員の活動を通じて、会員の皆さんの経験の豊かさ、諸先輩の会員の方々が当会を築き上げてきた重みも感じています。まだまだ未熟者ですが、私の担当である広報関係、つまり、当会の活動や成年後見制度の役割・重要性をもっと多くの方々に周知・ご理解いただくと共に、参加していただけるよう、情報発信、イベント企画立案・実行、新たなネットワークづくりなど、会員の皆さんと一緒に、積極的に取り組みます。ご支援よろしくお願いいたします。



※イラストは本人提供

今後の予定とお知らせ

その他の予定もHP会員のページ 年間行事予定からご覧になれます

- ・後見記帳日 7月1日(水) ・事務局会議 7月6日(月)
- ・社協との意見交換会 7月13日(月) ・後見部会会議 7月15日(水)
- ・活動報告会 7月17日(金) ・理事会 7月21日(火)

八潮としょかんCafe

品川区区立八潮図書館主催の「八潮としょかんカフェ」が下記のとおり開かれました。

日 時:5月25日(月)14:00-15:30 場 所:八潮地域センター 講 師:渡橋理恵本会会員

テーマ:～知っておこう！備えておこう！成年後見制度第3弾～

八潮としょかんカフェで成年後見制度についてお話しするのは3回目です。まず制度の概要や目的、利用するにはどこに相談したらいいのかなど、制度のデメリットも含めて紹介し、現在進行形で進んでいる使いやすい制度への改革についても触れさせて頂きました。

八潮地区は、品川区の中でも特に高齢化が進んでいる地域です。具体的な人口と年齢別の構成比などを示しながら、住民の高齢化に伴う、買い物支援や移動手段の確保、そして独居高齢者の見守りが最重要課題となっていることなど、大都市特有の高齢化に伴う問題について具体的な事例を交えて紹介しました。

その後は、6つのグループに分かれて、当会会員にファシリテーター役を担っていただき、参加者のお困りごとや悩みなどを自由にお話しただく、双方向の交流ができるカフェらしい時間を過ごしていただきました。色々なお困りごと解決のヒントになればと、様々なパンフレット等も準備し配布、自由にお持ちいただけるよう配置しました。



※ファシリテーター役を務めてくださった会員の皆様に改めて御礼申し上げます。

総会で理事の立候補や推薦はできるの？

今回の総会では、「役員改選の際に総会の場で立候補や推薦はできないのか」というご質問をいただきました。当法人の定款では、総会で議決する事項はあらかじめ会員の皆さまへ通知した事項に限ることとしています。これは、出席した方だけでなく、都合により出席できなかった方も含め、すべての会員が事前に議案の内容を知ったうえで議決権を行使できるようにするためです。総会当日に突然候補者が追加された場合、その場にはいない会員は意見を述べる機会がありません。そのため、事前に候補者や議案を示しておくことが会員全体の公平性につながっています。よって、総会当日に新たな役員候補者を追加して選任することはできません。

一方で、「役員候補者をもっと広く募る仕組みがあってもよいのではないか」というご意見については、当会の組織運営の大切な課題として受け止めています。役員を選考は、会員の皆さんにとってわかりやすく透明なプロセスや周知が重要である、ということだと考えており、総会運営上のルールとして当日の候補者追加はできませんが、会員の皆さまが役員選任に参加しやすい仕組みについては、今後も当会の組織運営上、十分に留意していきます。

定款より

(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

(総会の議決) 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会の招集) 第24条 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

☆☆☆事務所パソコン1号機が新しくなりました☆☆☆

バッテリーの膨張で1号機が使用不能になりました。同等の性能・機能のパソコンを購入しセットアップしています。

成年後見制度を見直す改正民法が17日、成立しましたね。また身寄りのない高齢者への支援強化を盛り込んだ改正社会福祉法などが19日の参院本会議で可決、成立しました。頼れる親族のない高齢者に対する支援を、新たに「第二種社会福祉事業」として位置づけ、生活支援(日常的な金銭管理、定期的な見守りなど)、手続き支援(病院や介護施設への入院・入所手続き、費用支払いの代行など)、死後事務(葬儀、納骨、家財処分の契約手続きなど)、これまで主に家族が担ってきた様々な手続きをサポートする制度が創設されます。改正法では、都道府県の社会福祉協議会に対し、身寄りのない高齢者の日常生活や死後の手続きの支援を義務付けましたが、行方に注視です。成年後見制度の改正もこの社会福祉法の改正もしっかり理解していく必要がありますね。

暑い日が続きます。皆様、どうぞ気を付けてお過ごしください。

(編集・渡橋理恵)